

法律第四十三号（平二六・五・三〇）

◎国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条海の日の項の次に次のように加える。

山の日　　八月十一日　　山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。

附　則

この法律は、平成二十八年一月一日から施行する。

（内閣総理大臣署名）